

出雲崎町地域防災計画原子力災害対策編（案）パブリックコメントの意見内容及び修正方針

章	節	ページ	意見内容	修正方針
1	2	2	<p>計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>「この計画の基礎とするべき災害は、発電所の事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出により生じる原子力災害を想定する。」</p> <p>とありますが、第1節計画の目的には</p> <p>「放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されること及び放射性物質等の事業所外運搬中において放射性物質又は放射線が輸送容器外へ異常な水準で放出されることによる原子力災害」と記載されています。</p> <p>事業所外運搬中は、発電所の事故等の等に含まれているという解釈でよろしいのでしょうか？</p>	<p>解釈のとおりです。</p>
2	5	17	<p>防災体制の整備</p> <p>(1)で、「町は、特定事象、警戒事象又は未済事象発生」と記載されていますが、この文章よりも前に、特定事象とは等用語をしている記載がありません。</p> <p>ここで、用語の説明をするか、前に説明の項目を設けるか必要かと思えます。</p>	<p>第1章第2節 3 計画の基礎とするべき災害の想定</p> <p>「原災法第10条に規定する事象（以下「特定事象」という。）」と記載しております。</p>
2	5	17 18	<p>原災法、中央防災計画や原子力災害対策マニュアルに記載してありますが、原子力災害発生時は、現地事故対策連絡会議や合同対策協議会、また機能班等の要員をお願いすることになっています。しかしながら、一方で、UPZ市町村全部の参加を求めているのか、どこまでの任務を合対協や機能班に担わせるのか等、個々具体的な事項については未だに本庁の見解は明確になっておりません。</p>	<p>ご指摘のとおりです。同章第4節にて原子力防災専門官との連絡調整事項が記載されているため、同節において次のように修正いたします。</p> <p>第4節 原子力防災専門官との連絡調整</p> <p>町は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、原子力防災センターの防災拠点としての活用及び職員の派遣、町民に対する原子力防災に関する情報伝達、事</p>

			<p>文章上、規定している条件は具備しており、何の問題もないのですが、計画の方針又は防災体制の整備のどこでも結構ですが、「原子力防災センターへ派遣する職員等については、原子力防災専門官と協議するものとする」というような文言をどこかに追加いただけないでしょうか？（文章や構成がすでに完成されているので、難しいようであれば結構です。）</p>	<p>故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む。）、広域連携などを含めた緊急時の対応等について、原子力防災専門官と密接に連絡調整を図り、実施する。</p>
2	6	21	<p>情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1)で、「町は、原災法第15条事象等の即時避難を要する事象」と記載がありますが、ここでいう等の意味がわかりません。原災法15条と災対法60条の避難指示を表しているものと考えますが、それであれば「町は、原子力災害に起因する即時避難を要する事象・・・」というような記載もどうかと考えますが。</p>	<p>この表現に関しましては、上部計画である新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）との整合性を図るうえで表現を合わせているものであり、当町及び県としての「等」という表現の見解及び対応としましては、原災法第15条事象以外の事象も起こりうることもあるため「等」という表現にさせていただいているもので、当初の記述を維持することで意見は一致しております。</p>
2	12	31	<p>(1)で、「災害時要援護者並びに在勤・在学者、観光客、町外からの応急対応応援者及び仕事等での一時滞在者等」とありますが、「及び、並びに」の記載が一般的かと思いますが。</p>	<p>地方自治法第1条の条文にも「並びに、及び」の記載があることから特に問題ないため、当初の記述を維持します。</p>
2	12	32	<p>(2) 災害時要援護者避難支援プランがありますが、これは町が策定したプランでしょうか？</p>	<p>はい。平成21年3月に作成した「出雲崎町災害時要援護者避難支援プラン」のことを指します。一般的に何のプランかわかりづらいところもあるため、次のように修正いたします。</p> <p>(2) 災害時要援護者避難支援プラン</p> <p>町は、在宅の災害時要援護者の避難・屋内退避が近隣住民、自主防災組織、消防団、民生委員等の呼びかけや介助の下で円滑に実施できるよう、あらかじめ「出雲崎町災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて避難支援体制を整備する。</p>

2	12	32	<p>「町は、避難及び屋内退避のための立ち退きの勧告又は指示等・・・」とありますが、少々分かりづらいので、取り消しの部分は削除しても良いのではと思いますが。</p>	<p>ご指摘のとおりですので、次のように修正いたします。</p> <p>5 町民等の避難状況等の確認体制の整備</p> <p>町は、避難及び屋内退避のための勧告又は指示等を行った場合において、町民等の避難・屋内退避状況を的確に把握するため、県警察、消防本部等防災関係機関とともに、あらかじめ必要な体制を整備する。</p>
2	13	34 ～ 35	<p>「町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。」とあります。</p> <p>項目としては、「業務継続計画の策定」となっているものの、内容として災害時の応急対策と業務継続という二つの事柄を記載しているので、少々分かりづらい文章になっています。</p> <p>→「町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合に備えるため、退避先をあらかじめ定めておくとともに、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の維持を図るため、事前に業務継続計画等を策定することにより、災害応急対策対応及び優先度の高い業務継続性の確保を図るものとする。」というような内容ではどうかと思いますが。</p>	<p>ご指摘のとおりですので、次のとおり修正いたします。</p> <p>町は、庁舎の所在地が避難の勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合に備えるため、県が最終調整した受入市町村と調整し、行政機能の移転候補施設をあらかじめ定めておくとともに、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の維持を図るため、業務継続計画を策定するなどにより、災害応急対策対応及び優先度の高い業務継続性の確保を図るものとする。</p>

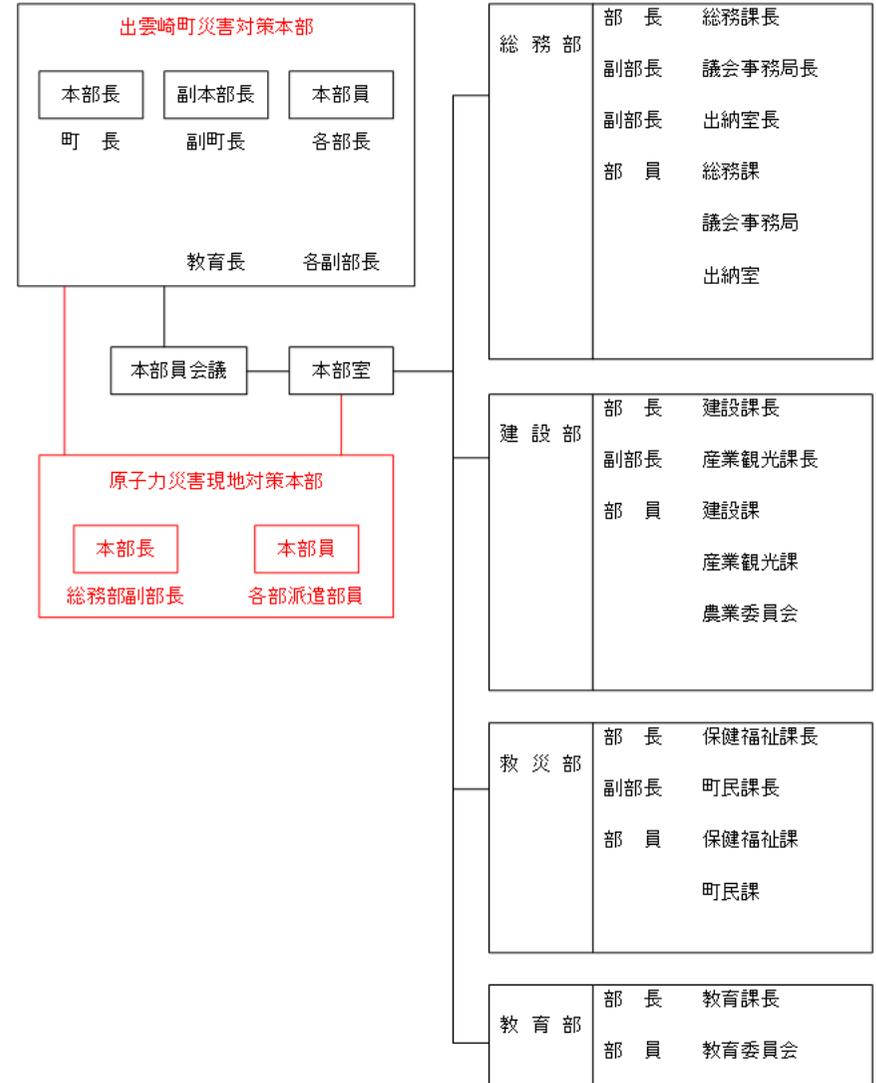
3 1 43

「町長は、災害対策本部の設置と同時に、災害対策本部との連絡調整のため、総務部副部長を本部長（以下「現地对策本部長」という。）とする原子力災害現地对策本部（以下「現地对策本部」という。）を原子力防災センターに設置する。」と記載頂いておりますが、P.44 の体制表、P.45～47 の構成・事務分掌に記載がありません。

ご指摘のとおりですので、次のように修正いたします。

別表 1

災害対策本部組織



別表 2

原子力災害対策本部の構成及び事務分掌（単独災害時）

部 名	事 務 分 掌
本 部 室 (総 務 課)	1 災害対策の総括に関する事
	2 災害対策本部の設置及び廃止並びに運営に関する事
	3 原子力災害現地対策本部との連絡調整に関する事
	4 防災会議、県その他関係機関との連絡調整に関する事
	5 情報の収集及び伝達に関する事
	6 屋内退避、避難指示の発令及び警戒区域の設定並びにこれらの解除に関する事
	7 各部との連絡調整に関する事
	8 職員の動員、健康管理及び被ばく管理に関する事
	9 国、県等に対する要請及び報告に関する事
	10 その他、他の部に属さない事

(第 4 章 第 1 節)

別表 3

原子力災害対策本部の構成及び事務分掌（複合災害時）

部 名	事 務 分 掌
本 部 室 (総 務 課)	1 災害対策の総括に関する事
	2 災害対策本部の設置及び廃止並びに運営に関する事
	3 原子力災害現地対策本部との連絡調整に関する事
	4 防災会議、県その他関係機関との連絡調整に関する事
	5 情報の収集及び伝達に関する事
	6 屋内退避、避難指示の発令及び警戒区域の設定並びにこれらの解除に関する事
	7 各部との連絡調整に関する事
	8 職員の動員、健康管理及び被ばく管理に関する事
	9 国、県等に対する要請及び報告に関する事
	10 その他、他の部に属さない事

3	2	48	<p>(4) 原子力保安検査官の連絡</p> <p>原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡するとともに、収集した情報を整理し、町をはじめ国、県に連絡する。</p> <p>→原子力保安検査官は、特定事象発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官へ連絡する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、町をはじめ国、県に連絡する。</p> <p>※ 原文のままですと、原子力保安検査官が情報を、町をはじめ国、県に連絡する記載になっています。その任務は防災専門官ですので修正願います。</p>	<p>この記載においては8月29日に修正された県計画を引用した部分であり、その後示された国のマニュアル等に従って示された県計画事務局素案では記載されていない箇所があったため、次のとおり修正いたします。</p> <p>2 未満事象等の通報・連絡</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 防災関係機関相互の連絡</p> <p>ア 町は、国、県及び防災関係機関と相互に緊密な情報交換を行う。</p> <p>イ 町は、必要に応じ、国、県及び防災関係機関と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び町民等がとるべき行動の指針等について町民等に対し、広報を行う。</p> <p>3 特定事象発生情報等の通報・連絡</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 関係指定地方公共機関への連絡</p> <p>町は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、県と重複しないよう調整したうえで、関係する指定地方公共機関に連絡する。</p>
3	2	48 及び 50	<p>県警察の表現は、2章5節(P. 18)をはじめ「県警察」となっているが、3章2節3(1)及び(2)(P. 48)、4(1)ア(P. 50)では「県警察本部」となっている。</p> <p>ここは「県警察」と表現しても計画の内容に支障が生じないため、統一してはどうか。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>
3	4	56	<p>町民等に対する広報及び指示等の伝達系統図中の「県警察災害警備本部」は現在「県警察警備本部」という名称になっているため、修正願います。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>

3	5	58	<p>災対法に基づく知事による避難の指示は、町が災害の発生によってその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合に知事が代わって実施するものであって、第一義的な避難指示・勧告の実施者は町長かと思えます。少々記載方法の検討が必要かと思えます。</p>	<p>(3) 知事による避難の指示</p> <p>知事は、緊急時放射線モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、避難を必要と判断した場合は、避難調整を行ったうえで、<u>町長を経由して</u>町民等に対し、速やかに避難するよう指示する。</p> <p>町では専門的知識等が不足しているため、避難が必要な状況を判断しかねることから、知事が避難の必要性を判断し、あくまで町民等に対しては町長が避難を指示する体制は県計画とも整合性が図られているため、当初の記述を維持します。</p>
3	8	68	<p>3 緊急輸送のための交通確保</p> <p>(1) 交通規制の実施</p> <p>県警察は、緊急輸送のための交通確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行うものとし、交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い即時避難区域（P A Z）から迅速、円滑に避難を行っていくための措置を講ずる。</p> <p>とあるが、出雲崎町にはP A Zの区域がないのにP A Zの避難措置が記載されていて、分かりづらいので、取り消しの部分は削除しても良いのではと思えます。</p>	<p>U P Zが避難するためにはP A Zから迅速な避難を実施しなければ、交通渋滞等混乱が生じるためにあえてP A Zからの迅速な避難措置について記載しましたが、県警察に確認したところ、上記の件については承知しており、誤解を与えることにもなりかねないため、削除してはどうかとの見解でしたので、ご指摘のとおり修正いたします。</p>